

## 利用促進事業及び自主事業の概要(南岩本公園)

	利用促進事業	自主事業
事業概要	指定管理業務の一環として実施する施設の魅力の向上・発信及び利用促進等を目的とする事業	指定管理者が自らの負担と責任で実施する利用促進事業に該当しないもので、都市の魅力、活力、憩いを生み出す貴重な空間である公園の魅力と、利便性の向上及び賑わいを創出する事業を最大限利用して、施設及び京都駅東南部エリアの活性化を目的とする事業
財源	指定管理料及び利用料金収入	自主的な財源(指定管理料及び利用料金収入は充当不可)
収益金	参加料等の収入を得ることができない。	事業実施による収益を得ることができる。
手続	事業計画書を提出し、事前に本市の承認を得ること。	都市公園法第5条、同法第6条又は京都市都市公園条例第3条又は京都市南岩本公園条例第3条に基づく許可が必要である。また、事業計画書を事前に提出し、本市の承認を得ること。
使用料	—	許可に基づく使用料を京都市又は指定管理者へ納入すること。
事業例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>宿根草ガーデンの活用に係るイベント</u></li> <li>・市民ボランティアとの連携など、地域交流及び地域貢献</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>京都駅東南部エリアの活性化や回遊性を高めるイベント</u></li> <li>・<u>季節に応じた賑わい創出イベント</u></li> <li>・自動販売機の設置</li> <li>・キッチンカーによる飲食物の提供 ※</li> <li>・マルシェ ※</li> </ul> <p>※公益を目的とする催し物に付随するものに限る。</p>
その他	2回／年以上実施すること。	<p>利益が生じた場合は、次のとおり、利益の一部を翌年度5月末までに本市に納入すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売機設置事業:自動販売機業者から指定管理者が得られる利益の80%</li> <li>・その他の自主事業:利益の20%</li> </ul>

注 下線部は、特に提案を求めるもの